

報告「中国支援に向けた調査研究の現状」

布井千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

【司会（三澤）】 それでは、引き続き布井千博先生に御報告いただきたいと思います。どうぞ前のほうにお越してください。布井先生は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授でいらっしゃいます。先生は商法、EU法、M&A法制、中国会社法等、企業関連の法律について御研究を進めておられます。本日はそのうち中国に焦点を当てまして、「中国支援に向けた調査研究の現状」について御報告いただきたいと思います。それでは、先生、どうぞよろしく願いいたします。

【布井】 ただいま御紹介にあずかりました一橋大学の布井でございます。中国支援に向けた調査研究の現状を御報告させていただきます。これまでJICA等で中国の法整備支援というものは行われてこなかったわけでございますし、私自身も法整備の経験は今までないわけでございます。新人が登場したということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。



それでは、早速本論に入らせていただきたいと思えます。本日、森寫先生を始め諸先生方が法整備の御経験についてお話しになられました。特に森寫先生がおっしゃられました法整備支援については戦略が必要であるということについて、非常に感銘を受けたわけでございます。私どものこのプロジェクトはまだ実際には動いていないわけございまして、とりあえず戦略と言えるものがあるかどうかは別といたしまして、戦略的なものから考えていかなければいけなかった。そして、法整備はどのような形で始めればいいのか、手探りで来たわけでございます。

そういう状況でございまして、必ずしもまだ十分な内容とはなっていないわけでございますが、これまでの御経験を参考にさせていただいて、よりよいものになっていけばと念じているわけでございます。

そこで、まず、本報告におきましては、法整備支援の意義について考えてみたいと思います。これは、日中環境を取り巻く経済的要因から分析を試みたわけでございます。

まず、法整備支援の意義、視点でございます。御承知のとおりFTAがアジア地域のみならず世界各国におきまして締結が進んでいるわけでございます。このような制度的な経済統合が地域の中で進みつつあるということが、法整備支援の第一の意義であると考えております。ASEANにおきましては、1992年から自由貿易地域を形成するという作業が進められておりますし、また、

2002年になりました段階で、ASEANのほうは中国や日本とFTAの協議を行おうという申出をしているわけでございます。いわばASEANがハブのような存在となって、中国、日本、韓国等を取り込んで一つの経済地域を構築していこうという構想が進んでおります。

他方、日本、中国、韓国という東アジアの主要国の間でのFTAはどうかと申しますと、まず2002年11月の日中韓首脳会合におきまして、中国側から提案があったわけでありまして、つまり、中国、日本、韓国の3か国の研究機関が共同研究のテーマとして、可能性としての日中韓FTAの効果を上げていく、そういう申出がありました。

日本は、これに対しては非常に慎重な立場をとっておりましたし、韓国も同様であったわけでございますけれども、とりあえずは研究を始めようということで、3国の研究機関が現在研究を行っているという状況でございます。

さらに、2003年の11月の日中韓首脳会合におきまして共同宣言が発出されました。この共同宣言の中におきまして、将来における3国のより緊密な経済連携の方向性を探求するということがうたわれたわけでありまして、また、対内外国直接投資を促進するために、3国は3国間投資取り決めのあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げるということも提案され、実施に移されようとしているわけでございます。このように日中韓FTA、まだ足取りはおぼつかないわけではあります、徐々にその構想というのが考えられてきております。

また、国内に目を転じましても経済産業省の「通商白書2003」におきまして、東アジアビジネス圏構想というのが打ち上げられております。この構想によりますと、ASEANプラス3の地域においてEUやNAFTAをモデルとする地域経済圏を構築すること、そして、この構想を実現するためにODAを戦略的に活用していくことがうたわれております。人・物・資本・サービスなどの自由移動が認められる東アジア経済圏を構築するためには、市場統合を果たしましたEUなどの経験に照らし合わせましても、とりわけ法制調和の必要は大きいのではないかと考えております。

このような制度的な経済統合の動きと並行する、あるいは、更にその先を行くような形で事実上の経済統合というものも進行中でございます。特に、中国のWTO加盟後におきまして対中直接投資の質、あるいは対中輸出の質の変化が見られるわけでございます。従来の中国というのは諸外国にとりましては生産拠点であったわけではございますが、WTO加盟後、世界の市場へと変化してまいっております。このようなことを受けまして、対中投資も組立工場型から市場重視型へ、あるいは労働集約型から技術集約型へと転化しております。

このようなWTO加盟の影響というのは、中国に対しても大きなインパクトを持っております。中国側の事情といたしましては、市場開放を迫られております。従来の外資優遇策は逆に内資差別につながるということでありますので、特に外資優遇税制の維持等は困難になっているのが実情ではないかと思っております。このような外資優遇策というのを永続的にとり得ないというふうになってまいりますと、中国側としては、投資の安全というのを強調することによって外資を呼び込むという方向に行くのではないかと考えられるわけでありまして。

また、日本側の事情といたしましても、短期的な投資優遇策よりも、長期的な投資保護を重視するということが今後になっていくのではないかと思っております。市場経済の進展に応じた投資法、経済法制の整備というものが非常に重要になってくると考えられます。

以上、まとめますと、短期的には投資保護の観点から、中長期的には法制調和の観点から、中国における経済法制を市場経済に対応させるために我が国が協力することは、両国の国益にかなうのではないかと思っております。ここで協力と書きましたのは、中国は既に法律の制定というのがかなり進んでおります。そういう国に対しましては法整備支援というよりも、むしろ法整備に対する協力という形で我が国が積極的に関与していくのは可能なのではないかという意味合いでございます。

以上が対中法整備協力のいわば意義でございます。このような意義を踏まえた上で、JICAと日中企業法制研究会が2003年3月及び9月に調査を実施したわけでございます。これはプロジェクト形成調査というものでございました。この日中企業法制研究会につきましては、レジュメ（本誌連絡会資料72頁参照）のところに概要、会則の抜粋がありますので、御興味のある方は御覧になっていただきたいと存じます。

そこで、2003年3月の第1回調査でございますが、これは時期的にはあまりいい時期ではございませんでした。胡錦涛が国家主席に選出されるという極めて重要な大会のちょうどさなかでございましたし、当時は機構改革が大幅に進展しているような状況でございましたので、調査にはあまりいい時期ではなかったわけではございますが、あえてそれを敢行して実施したわけではございます。どういう調査をしたかという点に関しましては、レジュメ（同資料58頁）のところに現地調査の日程が入っておりますので御参照になっていただければと存じます。北京、上海、浙江省のほうに参ったわけではございます。

その調査の目的は法整備支援に対するニーズの調査ということでございました。調査対象といたしましたのは独占禁止法、投資法・企業改革法、司法人材育成、大きく言うとこの3点でござい

す。この調査の結果得られた事項でございますけれども、第一に、中国においては既に法整備に多数のドナーがこれを支援しているということが明確になりました。これに対しまして、日本からの支援というのは全く行われていないという状況にあったわけでございます。

このドナーの支援動向に関しましてはレジュメ（同資料62頁～64頁）にまとめてございます。アジア開発銀行ですとか、世界銀行、あるいはカナダ、オーストラリア、ドイツ、そしてフォード財団等、今日もこれらの名前は何度も出てきたところでございますが、こういう機関が対中法整備支援に動いているということでございました。特に印象に残ったのは、中国の判例の整備につきまして、EUが既に早い段階からその整備に協力をしているということでございます。我々はよく中国の判例というのはなかなかオープンになってこないということを問題にしているわけでございますけれども、既にEUはそういう判例等の公開について中国に支援をしている。特に裁判所に対して支援をしているということは非常に印象に残った次第でございます。

支援の内容というのは視察とか、研修員の受け入れ、専門家の派遣、シンポジウムの開催、書籍の提供ということでございまして、さほど目新しいものはなかったわけでございます。この点で、我が国が提供し得る協力メニューと大差ないということが判明してまいりました。

2番目に判明したことは、日本の支援に対する期待が強いということでございます。その理由は、中国と我が国の法文化が類似しているという点、そして我が国が市場経済の中で蓄積した知見というのが中国にとって参考になるということでございました。成功例だけでなく、失敗例もいろいろ参考にしたい。あるいは、公社の民営化等についても参考にしたいということが明らかになってまいりました。

3番目の知見といたしまして、多数の機関から視察、研修員受け入れ、専門家派遣、シンポジウム開催という要望がございましたし、また、地方の行政機関からも研修への関心が表明されたわけでございます。

このようなことから、中国の法整備を支援することは我が国にも利益をもたらすのではなかないと考えられます。そして、我が国の法規と類似した法規が中国に採用されると、我が国の企業の事業活動に有利ではないかということも考えられるわけでございます。また、支援の過程で得られた最新の情報をフィードバックする。例えばインターネット等で公開するということが有益であろうと考えられたわけでありまして。

ただし、中国におきましては機構改革中中ございましたので、カウンターパートについてはより慎重に見きわめる必要があるということござ

いました。このようなことから、もう一度中国の状況が落ち着いた状況で第2回の調査を行う必要があるということになりまして、2003年9月、SARS禍がおさまった時点で第2回目の調査を実施したわけでございます。

第2回目の調査の目標は、まずは全人代常務委員会法制工作委、あるいは国有資産監督管理委員会、このような機関に対するニーズの調査でございました。第2番目はカウンターパートの精査、第3番目はプロジェクト具体化のための調査ということでございます。特に、企業法整備に対するニーズを確認しようということでもまいりました。当初、第1回目は、この他に独占禁止法とか、司法人材の育成というのが調査対象となっていたわけでございますが、この点については直ちに対応することは困難であろうということで、調査対象から外れていったということでございます。

調査の概要に関しましては資料4（同資料60頁）を御覧になっていただければと存じます。特に資料（同資料61頁）に調査のスケジュールでどういうところを回ったのかということが掲載されております。

調査結果でございますけれども、WTO加盟後、中国は急速に企業法制等の法整備を行っております。企業法関係に関しましては、1990年代前半のところでかなりの部分の整備が行われたわけでございますが、いかんせんまだ国有企業体制が非常に大きな役割を占める時期でございましたので、必ずしも市場経済に対応したような法整備にはなっていなかったわけでございます。WTO加盟後、これをより一層市場経済化するということが求められているわけでございます。それで、法整備も現在、非常に急速に整備が進んでいる。そのような中であって、日本の法制に対する関心も非常に高く、支援を求める声も大きかったわけでございます。特に、全人代法制工作委、商務部、国务院法制弁公室のJICAへの協力の期待が大きかったと理解しております。

我々は企業法整備に関する調査を実施したわけでございますけれども、企業法だけにとどまらず、行政法ですとか、貿易法、流通法等に対する支援の要望も強く聞かれたわけでございます。

このような調査の結果、中国側から正式に法整備の支援申請が出たようでございます。現在、JICA、外務省、経済産業省等、関係機関でこの法整備の実施について検討中であると聞いております。中国側は商務部が申請機関となっているわけでございますけれども、協力機関といたしまして国务院法制弁公室、全人代法制工作委員会、証券監督管理委員会等、あるいは国有資産監督管理委員会、このような企業法制に関係する機関が協力機関となっておりますし、また、清華大学、あるいは中国人民大学等も協力機関として名を列ねてきておりますので、ある意味、中国側としては

かなりの機関の調整を経てこの申請が来ているのではないかと。そういう意味では、私たちの調査というのはある意味成功したのではないかと自負しております。

このような状況でございますので、いよいよ法整備支援の実施に向けて検討を始めなければいけないという段階に至っているのかと考えます。これは、あくまで私個人の見解でございますが、私が法整備支援に関する実施に携わるかどうかは明確ではないわけですが、幾つかのことを考えてみたわけでございます。

まずは法整備の理念でございますが、三つほど考えております。第一は法制度の相互理解の促進、第二は投資促進・投資保護のための経済法制の整備、第三はアジア経済圏の実現のための法制調和の基盤整備、この三つの点でございます。第二にどのような方法で法整備を行っていくのかということでございますけれども、ここのメニューはほとんど今まで述べられてきたところ、今まで我が国が他国で行ってきたもの、あるいは他の国のドナーが中国で行ってきたものと重なってくるのかと思っております。

特に地方の司法人材の育成に力を入れられればよいなと考えております。つまり、会社法が中央で整備されるという場合に、会社法の実施はまた地方で行われるわけでございます。中央で制定された会社法の正確な理解、そして諸外国がこの会社法制に対してどのような期待を中国に抱いているのか、こういうことを明らかにするために、そして地方の司法人材にそういうことを知っていただくために積極的に研修を実施していきたいと考えております。

三番目の到達目標ということでございます。先ほど申しましたように、中国では既に法律制度というのがある意味完備しているわけでございますので、この法整備支援、法整備協力についての到達目標もそれに合わせたものでなければいけないと思われれます。場合によれば志が低いと思われるかもしれませんが、とりあえず五つの点を考えてみました。

まずは、各々の法制度に対する相互理解の促進であります。第2番目は、中国における企業法制の現代化の促進、第3番目は、法制度整備による投資環境の改善、4番目は、司法人材の交流の促進、第5番目は、将来のFTA交渉における窓口の確保ということでございます。このFTAがどうなるかは非常に政治的な部分が絡むわけですが、今我々がやれることというのは、FTA交渉が行われる際に中国の法制度をよく理解し、立法担当者といろいろな点で協議ができる窓口というのを早目に作っておくことが必要なのではないかと考えるわけでございます。

以上、大変拙い報告でございますが、私の報告とさせていただきます。どうもありがとうございます

ました。

【司会（三澤）】 布井先生、どうもありがとうございました。